

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針に基づく情報公開について

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づく情報公開のご請求につきましては、下記までご連絡下さいますようお願い致します。

◆電話によるご請求

(株)シービーエス（管理課） TEL 052-588-7057

(株)CBS テクノ（管理課） TEL 052-588-7011

◆メールによるご請求

件名を「指針に基づく情報公開請求」とお書きいただき、本文に下記内容をご記入のうえ、tech@cbs-tech.co.jp までご送信下さい。

1. ご所属
2. お名前
3. ご連絡先電話番号
4. ご請求の企業名（(株)シービーエス または (株)CBS テクノ）
5. 公開を希望する情報の項目
6. 送付先アドレス（郵送をご希望の場合はご住所をお書き下さい）

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年労働省告示第 137 号）

十三 情報の提供

派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるよう、労働者派遣の実績、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項等に関する情報を事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供すること。